

第3章

カンボジアの復興・開発と法制度

はじめに

カンボジアにおける社会経済制度と復興・開発について論じようとする本書のうち、筆者に与えられた課題は、復興・開発という視点から今日のカンボジア法の展開を俯瞰し、そこにみられる課題を考察することである。

周知のとおり、カンボジアは1950年代にフランスの植民地支配から政治的独立を果たし、シハヌークの卓抜した政治手腕のもとで経済的自立と発展をめざした。しかしながら、1960年代後半から国内での紛争はしだいに激化し、1970年以後はインドシナ全域に拡大した地域紛争に巻き込まれた。さらに隣国のベトナムやラオスで戦火がおさまった1975年以後も、周辺諸国がそれぞれに構想した復興・開発に着手する一方でカンボジアは激しい内戦と国際的孤立の道を歩まざるをえなかった。本書第1章で天川が指摘しているとおり、地域紛争としての「カンボジア問題」の解決は1991年の「カンボジア問題の包括的政治的解決に関する協定」（いわゆるパリ和平協定）の締結を待たねばならず、さらにカンボジア国内で「国家の担い手の座をめぐる紛争の時代」がようやく決着するのは1990年代末のことである。とはいえ、カンボジア国内でも、1979年のヘン・サムリン政権の成立によって社会主義路線の採用による国家の再建が構想され、法の領域においても、カンブチア人民共和国（1981年）憲法の公布・施行によってポル・ポト時代の「法ニヒリズム」⁽¹⁾は克服され、社会主義法理論に基づく法体系の再建が開始された。しかしなが

らこの方向性は、カンボジア和平交渉の進展とともに、また、ときを同じくして起こった旧ソ連・東欧諸国における社会主義からの急激な体制転換とも連動して見直しを余儀なくされ、人権、外交、経済、における大幅な開放化を盛り込んだカンボジア国（1989年）憲法が、前述の1981年憲法の改正憲法として公布・施行される。さらにパリ和平協定によって合意された国際的和平プロセスに即して国連によるカンボジア暫定統治、制憲議会選挙を経てカンボジア王国（1993年）憲法が制定されるが、これはパリ和平協定付属文書に示された自由な民主主義、複数政党制、市場経済の採用、人権の承認を憲法的に追認するものであった。

現在、1993年憲法のもとでカンボジアにおける法整備は、1993年憲法に適合的な統治機構の構築・整備と外資導入に基づく市場経済化による経済開発への対応という二つの課題を軸に、これらを補強するものとして、反対勢力の抑圧を可能にする法的基盤の整備、急速な市場経済化によって引き起こされた矛盾や社会問題の是正を目的とする法律群の整備という四つの領域で急速に進められている。

ところで、永年にわたった内戦が今日のカンボジアになお大きな影響を与えている要因は、紛争状態が長期間に及んだためだけにとどまらない。それらは、第1に、1975年から1979年までの民主カンプチア政権（いわゆるポル・ポト政権）による支配のもとで、フランスからの独立以後築かれてきた社会の諸制度や人材を含め、それ以前の開発努力がほぼすべて水泡に帰したこと、第2に、和平の成立にともない、1990年代にはそれまで戦火を交えてきたカンボジア国内の諸勢力が政党として連立政権を形成し、鋭い対立をはらみながらも共同して国内の復興・開発に取り組まなければならなくなったことにほかならない。

やや結論を先取りしていえば、今日のカンボジア法が直面している課題の根底には、同国が独立以来ほとんど経験したことの無い複数政党制に立脚した自由な民主主義や市場経済体制の確立を前述の国内的不安定要因をかかえながら追求しなければならない点にある。

このような問題状況をふまえて、本章では、ボル・ポト政権打倒とともに公布・施行されたカンブチア人民共和国（1981年）憲法、その改正憲法であるカンボジア国（1989年）憲法および国連によるカンボジア暫定統治と制憲議会選挙の後に公布・施行されたカンボジア王国（1993年）憲法を検討の対象として、これらの規定内容を同国の復興・開発という国家的課題に即して考察し、1993年憲法のもとでの法制度整備をめぐる課題を今日のカンボジアの復興・開発の動向に関連づけながら検討する⁽²⁾。

第1節 カンブチア人民共和国（1981年）憲法と復興・開発

1979年1月に首都プノンペンを制圧して樹立が宣言されたカンブチア人民共和国政権が最優先の課題として取り組まなければならなかったのは、なお強力な勢力を保持していたボル・ポト派に対する軍事的な攻勢とその統治下で荒廃した国土の復興であった。

同政権の総合的な復興・開発戦略が具体的に現れるのは、同政権が一応の軍事的優位を確保したうえで1985年に開催されたカンボジア人民党第5回大会における「国家開発5カ年計画」の採択を待たなければならない。しかし、その社会主義諸制度の採用による復興・開発という方向性は、法の領域においては、まず政権樹立直後に起草作業が開始され、1981年に公布・施行されるカンブチア人民共和国憲法に示された。そしてこの路線は、法的にはカンブチア人民共和国憲法の改正憲法であるカンボジア国憲法の公布、施行によって転換される1989年まで維持される⁽³⁾。

1. カンブチア人民共和国（1981年）憲法における復興・開発

成立後間もないヘン・サムリン政権は、自らが担い手となったカンボジアの復興・開発についてどのような理念と目標を構想していたのであろうか。

将来の国家構想について1981年憲法は、「民族独立および漸進的に社会主義に前進」することをことを謳う。そのうえで開発・復興目標として第1章「政治体制」および第2章「経済体制および政治的、文化的、社会的路線」において「生産を回復、発展させ」(第2条),「人民の物質的、精神的生活中に配慮し、その生活水準を向上させる」(同条第2項)ことを国家の義務として位置づけ、さらに「少数民族の一般的水準への向上」(第5条)および「山岳地域および遠隔地の経済、教育、文化、社会、保健および通信の発展に特別に配慮」(同)することを明記する。また産業基盤の整備に関して1981年憲法は、国家主導による農業生産、工業生産および生活物資の生産ならびに通商、通信および交通の拡大(第13条)および商品流通の奨励(第19条)を謳う。

復興・開発における社会的側面すなわち、教育、保健、社会福祉に関して1981年憲法は、第2章に以下のような諸規定をもつ。すなわち教育に関しては、国家による初等教育、中等教育、高等教育の建設および成人識字教育の推進(第22条),「国および人民に有益な」学術・科学技術研究の奨励と「社会主義兄弟国家との」学術交流の推進(第23条),スポーツおよび体育の奨励(第25条)を規定する⁽⁴⁾。保健衛生に関しては医療費の無償化および伝統療法と近代医学の併用による公衆衛生の改善(第26条)を軸に母子保健の推進(第27条)を掲げ、社会福祉に関しては戦争に貢献した退役軍人、傷痍軍人および遺族、寡婦、孤児への援護(第28条、第29条)を強調する。

以上みてきたように、1981年憲法における復興・開発の枠組みは、ポル・ポト時代に破壊された生産の回復を通じた国民の生活水準の向上を、少数民族や遠隔地との格差の増大を抑制しながら、国家全体として達成することにある。またこれらを「国家の義務」と位置づけることから明らかなように、上記の目標達成を国家の主導によって推し進めようとするものであった。

この枠組みのもとで達成されるべき社会開発の諸側面は、編成上、第3章「市民の権利および義務」ではなく、第2章「経済体制および政治的、文化的、社会的路線」において規定されていることからわかるとおり、規定内

容の権利性を否定したうえで国家の政策原理としての性格をもつ。したがって、これらの規定が、国家にその実現について政治的・道義的な義務を課していることは明らかであるが、個人に対する権利保障という観点からすれば、それらの具体的保障は、司法手続きによる強制が保障されてはいない、という限界を有するものであった。

2. 復興・開発のための諸制度

既述のような復興・開発の理念と目標を掲げる1981年憲法は、それらの目標達成のために以下のようなシステムの導入を図る。すなわち、経済政策の根幹をなすのは、生産手段の国有化と国家による管理である。1981年憲法は、「国家経済を、国家の指導のもとにおく」(第11条)ことを宣言し、「国の経済を国家経済、集団経済、家庭経済」(第12条)の三つに分類したうえで、国家経済の管理運営上必要となる生産手段と資源に関して「土地、森林、樹木、海洋、河川、湖沼、天然資源、経済施設」(第14条)などを列挙して「国家財産」とし、それらを基盤として運営される経済に対する国家の関わり方を、「国家による国家経済の綿密な管理および集団経済と家庭経済に対する積極的な支援、指導」と規定する(第12条)。また、工業化の遅れたカンボジアにあって最大の経済セクターであった農業とその基盤である土地政策については、土地の国有化を前提に、第15条において市民に対して「法律に基づき、国家が住居の建設および穀物または果樹の栽培のために各世帯に割り当てた土地」の利用権と所有権の相続を認める一方、「生産増大団結班」(クロムサマキ)による農業の集団化を規定する(第16条)。また土地の転売、賃貸借、小作の禁止および農林業用地の目的外使用を禁止(第17条)することによって土地の商品化を阻止し、耕地面積の維持を図った。こうした土地の国有化とそれを前提とする使用権の付与について、天川はポル・ポト時代の土地の国有化と強制移住をともなう農業の集団化で混乱した権利関係に起因する土地紛争を回避し、最低限の食糧確保を可能にした意義を強調する⁽⁵⁾。

さらに、こうした復興・開発政策への国民の動員は、先にあげたクロムサマキを通じた農村住民の組織化のほか社会団体を通じても取り組まれ、カンブチア国家建設戦線その他の「革命的大衆組織」には国会への法律案提出権（第53条）を与えて憲法上の位置づけを強化する一方、「国家を支援し、人民が革命的任務を全うするよう鼓舞する」任務（第3条）が与えられた。一方、市民には「積極的に国の政治的、経済的、社会的および文化的生活に参加する権利」（第32条）、「革命の成果および社会秩序を守り、祖国を建設し、防衛し、国内的国際的連帯を増進させるために」これらの団体に加入する権利（第38条）とそれらを通じて国家政策および人民の生活に関する提案を行う権利（第32条第2項）が認められた。1981年憲法は、権利に関する総則的規定である第30条において社会主義的基本権規定にかわって「人権」の承認と尊重を規定するものの、それに続く一連の権利規定においては広く「法律の留保」を設けている。具体的には「公共の秩序および国家の安全」（第37条）や「革命の成果および社会の秩序を守り、防衛し、国内的国際的連帯を促進させる」（第38条）範囲内でのみ表現の自由や集会・結社の自由の行使が容認されるという「体制制約原理」の導入を垣間見ることができる。これら一連の規定は、義務の履行を前提として権利の行使を認めるという、権利と義務の不可分性の規定（第30条第3項）とも相まって、国民を権利の保障を媒介として復興・開発に動員することをめざすものであった。

ところで、復興・開発の推進においては、国民の労働力の政策にかなった配分は欠くことのできない要素である。この点に関して1981年憲法は、職業選択の指導に関する規定を設け、職業の選択については「市民は、その能力と社会の要請に応じて職業選択の指導を受ける」（第33条）ことを定めた。このことは、一方では復興・開発に向けた政府による労働力配分を可能にし、他方では傷痍軍人や寡婦などの戦争犠牲者に対して就業を保障するという機能をもつ。

こうした国内的な復興・開発の理念、目標の設定と動員のメカニズムの構想とともに、対外的な関係にも触れておく。ヘン・サムリン政権は当時の西

側諸国からはベトナムの傀儡政権とみなされ、また外国軍隊の駐留を理由に国連機関による開発援助の対象からも除外された。この環境のもとで1981年憲法は、外交政策として先にあげたとおり中国「覇権主義者」およびアメリカ「帝国主義者」との対決色を鮮明に掲げる反面「ベトナム、ソビエト連邦およびその他の社会主義兄弟国との連帯、友好および協力」(第10条)を明記し、1989年までベトナムおよびキューバを含むソ連・東欧圏諸国が貿易相手国、経済援助供与国として重要な位置を占めることとなる⁽⁶⁾。

第2節 カンボジア国(1989年)憲法における復興・開発

ヘン・サムリン政権は、1989年4月に1981年憲法を一部改正した。

その背景として、国際的にはカンボジア駐留ベトナム軍の完全撤退により国際的な孤立から脱却する条件が整いつつあったことに加え、ソ連、東欧諸国からの援助の減少による経済的行き詰まりを解消するために西側諸国との関係を開放化し、援助や投資を拡大する必要が増大したことが指摘できる(Chandler [1992: 235-236])。

1. カンボジア国(1981年)憲法における復興・開発の理念と目標

国際的・国内的環境の変化に対応して憲法秩序の変更に踏み切ったヘン・サムリン政権は、1989年憲法においてカンボジアの復興・開発についてどのような理念と目標を提示したのであろうか。

1989年憲法は、冒頭の第1条において、1981年憲法第2条にみられた「経済および文化を再建、拡大し、物質的かつ精神的に人民の日常生活における問題を解決、向上させる義務」を国家の義務として維持する一方で、1981年憲法第1条の「漸進的に社会主義に前進」という規定の削除に踏み切った点が最大の改正点である。これに基づき、経済開発における国家の役割は「祖

国建設のために漸進的に人民の生活水準を向上させる」(第11条)こととし、より具体的には、第2章「経済制度、文化および社会政策」において1981年憲法にみられた「国家経済」、「集団経済」、「家庭経済」に加えて「混合経済」と「私有経済」の存在を公認し、経済運営における国家の役割を国家経済の指導(第11条)、国营企業の管理、集団経済、家族経済および私有経済の支援・指導(第12条)、農業生産、農業および生活物資の工業生産、通商、通信・交通の拡大の努力および手工業の拡大支援(第13条)に限定する反面、新たに外国貿易の管理(第19条)を追加した。

復興・開発における社会的側面すなわち、教育、保健、社会福祉に関して1989年憲法は、1981年憲法の規定を維持し、学校教育の拡充および識字教育の推進(第22条)、科学技術、芸術の研究奨励(第23条)、文化財保護(第24条)、体育・スポーツの奨励(第25条)を規定するが、1981年憲法が学术交流の対象として明記した「社会主義兄弟国家」という文言は単に「外国」と改正された。また保健衛生についても1981年憲法の規定を維持し、戦争によって被害を受けた国民に対する援護が依然として重要な問題であることをにじませている。

復興・開発に必要な労働力の動員について1989年憲法は、1981年憲法における「市民は、その能力と社会の要請に応じて職業選択の指導を受ける」規定を「いかなる職業をも選択する権利を有する」(第33条)に改め、国民の権利保障を一步前進させたが、このことは、これまで農村に固定されていた労働力の流動化を促すこととなり、農業以外の産業部門の振興を図るという機能も果たした。

このような政策転換は、内政面にかぎらず外交においても看取することができる。すなわち、1981年憲法が外交政策として謳った「ベトナム、ソビエト連邦およびその他の社会主義兄弟国家との連帯、友好および協力を強化」(第10条)という政策を「平和的に共存し、相互の平等、独立、主権、領土保全ならびに東南アジアおよび世界平和の尊重を基盤とするすべての国々との友好的外交関係を拡大」に改正し、外交上の重点を従来のソ連・東欧圏か

ら、これまで緊張関係にあった近隣の東南アジア諸国を含む西側世界との善隣外交へとシフトさせ、外資導入に道を開いた。

このほか1989年憲法にみられる主要な改正点は、「権利義務の不可分性」規定を削除し、一方で不徹底ながら「人権」概念を登場させるなど、社会主義路線の放棄にともなう権利規定の変更を中心とするものであった。また仏教の国教化にみられるようにカンボジアの伝統への回帰を印象づける規定を看取することができる。この政策転換について富山泰は、ソ連・東欧圏諸国やベトナムからの援助の減少を経済の開放化によって乗り切らねばならないという経済的な側面に加え、当時大詰めに差しかりつつあったカンボジア問題の包括的政治解決に向けた交渉が妥結すれば、改正憲法はヘン・サムリン政権にとっては選挙綱領となりうる、という意味をもち、政治、経済、社会の開放化の方向性を国民に示すという意味からも憲法改正は重要性をもつものであった、と指摘する（富山 [1989]）。

ところで、こうした政策の転換は、支配政党である人民革命党の路線の変更をも必然的に求めるものであった。そこで人民革命党は、パリにおける和平交渉が妥結する直前に、1985年以来開催していなかった党大会を「臨時党大会」として開催し、「国民経済の復興と発展，社会生活の安定，繁栄の促進」を党の主要な任務として位置づけ、「自由市場経済」の導入、「家族，個人，カンボジアまたは外国の民間会社による土地，家屋，財産，生産手段」の所有の公認，国内外の投資に対する開放政策の採用を決定した⁽⁷⁾。また同大会で党中央委員会副議長に選出されたフン・センは、党の主要任務を戦争の終結と虐殺の危険の復活阻止を基盤とする民族和解と領土保全，独立，主権の枠組みのもとで貧困の撲滅を推進することであると演説⁽⁸⁾し、開放政策のめざす方向を宣言した。

以上みてきたように、1989年憲法における開発目標は、1981年憲法同様、ポル・ポト時代に破壊された生産の回復を通じた国民の生活水準の向上を達成することにある。しかし、そのアプローチに関しては社会主義路線による従来の開発戦略を見直して内政面では「混合経済」，「私有経済」の存在を公

認し、労働力の流動化を担保することで、また外交においては東南アジア諸国との関係を見直すことで外資導入に道をひらこうとするものであった。しかしながら、通商を政府の管理のもとにおいたことからも見受けられるとおり、私企業による自由な対外貿易が解禁されたわけではなく、また外国貿易を担うべき私企業がカンボジア国内に存在しないことから、外資導入においては、不可避的に国家の役割が強調されることとなった。

2. 復興・開発のための諸制度

(1) 土地制度

社会主義カンボジアがその政策を転換し、「私有経済」の存在を認めたことは、経済の主要なセクターであった農業において生産の私的処分の公認と促進を前提とし、政府はその基盤である農地に関わる法制を中心とする土地法制の市場経済化を余儀なくされた。

1980年代末の一連の土地法制整備はまず、1981年憲法の改正に先立って1989年4月22日付カンボジア人民共和国大臣会議令第25号によって、1979年以前に効力を有していた土地建物の所有権の無効を宣言すること（第1条）から着手された。ポル・ポト政権下で一切の土地が国有化され、都市住民の農村への下放と農業の集団化に加えて大規模な虐殺と難民流出を経験したカンボジアでは、土地所有権をめぐる混乱を回避しつつヘン・サムリン政権による新たな土地所有秩序を構築するためにはそれ以前の土地所有権の無効化は避けて通ることのできない手続きであった。そのうえで同会議令は、居住を目的とする土地家屋の所有権を現在の占有者に認めること（同条第2項）とし、さらにカンボジア市民に対しては自由に処分できることとした（第2条）。

憲法改正をはさんで、新たに発足したカンボジア国政権は、市民の土地所有に関して1989年6月3日付カンボジア国大臣会議指令第3号を發布し、2000平方メートルを限度に、市民が居住目的の土地家屋の所有権（ownership rights）を取得し、また5ヘクタールを限度として現に1年以上にわた

って営農している土地を農地として占有権 (possession rights) を取得することができ、さらに5ヘクタールを限度として果樹などのプランテーション経営目的に土地の利用許可 (concession rights) を得ることとし、申請に基づいて土地登記局が土地の占有権証明を発行する手続きを定めた。さらに、カンボジア国国会は国連によるカンボジア暫定統治期間中の1992年10月13日に土地法を採択したものの、山田洋一は、土地所有権登記の前提とされる「土地占有権限証明」が現在440万件の申請に対して10%しか交付されておらず、その背景には、登記の前提となる地積図が未整備であること、制度整備が充分でないなどの技術的・予算的問題を指摘する⁽⁹⁾。

(2) 投資法制

一方、経済開発のもうひとつの重点であった外資導入に関しても土地法制整備と同時期に投資関連法制の整備が開始される。すなわち、カンボジア国国会は1989年7月20日に外国投資法を採択し、あわせてその施行細則にあたる大臣会議令を公布・施行した⁽¹⁰⁾。外国投資法は44カ条からなり、その構成は、第1章「総則」(第1条～第3条)、第2章「投資の形態および方法」(第4条～第23条)、第3章「投資の保証」(第24条～第27条)、第4章「外国投資家の権利および義務」(第28条～第39条)、第5章「紛争および事業体の整理」(第40条～第42条)、第6章「最終規定」(第43条、第44条)である。

同法によれば、カンボジア政府は外国法人、個人とともに、海外在住のカンボジア人からの投資の歓迎を表明(第1条)し、投資家の資本に対する所有権を保障(第2条)する。投資の形態は私企業間または政府間の共同出資による合弁企業の設立、全額外国資本の事業体による事業および契約に基づく投資(第4条、第5条)とし、合弁企業における外国資本の出資比率を30%以上とする(第7条)。さらに合弁企業および外国企業には、国内法の遵守義務および事業内容などのカンボジア政府への報告義務(第14条)、カンボジア人の雇用と労働法の適用(第16条)、カンボジア大蔵省への決算報告義務(第19条)、法人税(税率15～20%、ただし操業開始から3年間は免除)

および製品の輸出税を除く関税の納税義務（第28条，第30条，第31条），政府への「協力金」の納付義務（第35条）を負う一方，カンボジア政府は資産および外国送金，外国人従業員の給与の海外送金の自由の保障（第25条，第26条）を与える。また，紛争の解決にはカンボジア国内の仲裁機関の利用が義務づけられる（第40条）。

以上みてきたように，1989年に着手されたカンボジアの政策転換は，1981年憲法に謳われた開発目標は維持したうえで，政治的には社会主義路線の放棄と人民革命党の位置づけの変更を表明し，事実上，市場経済の導入に踏み切った。この転換を受けて，憲法上，内政面では私有経済の存在と土地の私的所有，労働力の流動化が承認され，外交面では近隣諸国を含む西側世界との貿易，投資を含む外交関係の拡大が表明された。そのうえで，改正憲法に適合的な法制度の整備が着手され，土地の私有を定めた土地法および外国投資法が制定された。しかしながら，1989年の政策転換は，憲法上は複数政党制の導入を規定するには至らず，また従来の統治機構は維持したことから，国家機構の整備に関わる領域での法体系の変更には結びつかなかった。また，土地法，外国投資法の制定は，市場経済の促進に関わる領域における法整備として意味をもつものの，市場経済化にともなう社会問題に対応する領域における法整備は行われなかった反面，国家治安省の創設，刑法の全面改正，プレス法の採択など社会の開放化に備えて弾圧法としての性格をもつ領域の法については一定の整備が行われたといえる。

第3節 カンボジア王国（1993年）憲法における復興・開発

1993年9月，カンボジアでは紛争各派による和平合意と国連による暫定統治を経てカンボジア王国（1993年）憲法が制定された。この新憲法は，紛争解決後のカンボジアの政治体制として複数政党制に立脚した「自由な民主主

義」の採用を予定し、復興・開発の枠組みとして市場経済体制の導入、人権の承認をその基本原理として謳った。

1. パリ和平協定における復興・開発

1993年憲法は、選挙後に制憲議会の指名した、カンボジア人によって構成される憲法起草委員会によって起草されたにもかかわらず、上記のカンボジアにとっては独立以来ほとんど未経験の諸原理に基づいている。その背景には、これらの基本原理がすでにパリ和平協定付属文書において規定され、憲法起草委員会がパリ和平協定に署名した紛争当事者各派と関係諸国による国際的合意に拘束される、という特殊な条件のもとで起草されたことによる。この結果、人権の領域において1993年憲法はきわめて現代的かつ広範な人権カタログを擁する憲法となった。

また、本章のテーマであるカンボジアの復興と開発に関連して、パリ和平協定と同時に締結された「カンボジアの復興および再建に関する宣言」は、形式上はパリ和平協定やその付属文書とは別個のものとなっているが、その性格は同協定の一部を構成するといっても過言ではなく、さらに新たに制定される憲法に基づいた新政権樹立後の復興・開発戦略の枠組みを提示するものであるので、以下、簡単に紹介しておきたい。

同宣言は、カンボジアの復興・再建の理念を「差別や偏見なしにすべての人々が人権と基本的自由を尊重される状況下での国家の進歩」とし、その責任は支援国や外部の勢力ではなく、選挙の後に樹立されるカンボジア政府にあることを強調する。そのうえで経済援助の恩恵が地理的にも階層的にもすべての人々に行き渡ることを求め、援助計画の策定における国連の役割への期待を表明する。より具体的には国連機関、国際金融機関、二国間援助機関による調査団（fact-finding mission）の派遣を要請し、政府に対しては人材、天然資源、開発計画の優先順位に関するカンボジア政府のアセスメントを求める。さらに同宣言は復興段階と再建段階を峻別し、前者においては国連事

務総長特別代表の調整のもとで食糧確保、保健、住宅、教育、流通網の整備を優先課題とし、後者においては、政府との合意に基づく長期的なプライベート・セクターの育成を通じての持続可能な経済成長を目標とする。すなわち同宣言に謳われた開発戦略は、短期的には国際社会の主導による社会開発と長期的には市場経済化の進捗を前提とする自立的な経済成長の促進として再構成することができよう⁽¹¹⁾。

2. カンボジア王国（1993年）憲法における復興・開発の理念と目標

さて、1993年憲法は、その前文においてカンボジアの現状を「20年にわたる苦難と破壊、著しい衰退」と捉え、そこからの「弛まぬ進歩、発展、繁栄」を謳うが、紛争終結後のカンボジアにおいて具体的にはどのような開発目標をどのように提示したであろうか。

まず1993年憲法は、編成上「主権」（第1章）、「国王」（第2章）に続く第3章に「クメール市民の権利および義務」をおき、それらの総則的規定である第31条は「世界人権宣言、ならびに人権、女性の権利、子どもの権利に関する条約および協定が定める人権」の承認と保障を規定し、個人をその享有主体とする広範な人権カタログを提示し、身体的自由、精神的自由および経済的諸権利を認めた。

これらの国際人権文書に規定された権利群には、第1に、それ自体として貧困や差別など低開発によってもたらされる劣悪な環境からの解放をめざすものが多く含まれていることに加え、第2に、児童の搾取的労働の禁止や女性の地位向上などこれらの権利の尊重が開発のあり方に対して一定の方向づけをする機能を有する、という意味でカンボジアにおける復興・開発の過程と目標とに密接に関連するという意義を有する。

1993年憲法は、同憲法下における経済開発を、市場経済体制の導入（第56条）の枠組みのもとで進め、生産物を私的に処分することを公認（第60条）して経済活動の主要な側面を市場に委ね、国土利用と国家的所有の範囲を限

定（第58条）する反面、経済分野での国家の役割として「あらゆる部門および遠隔地における経済発展、とくに、農業、手工芸産業の経済発展を促進」（第61条）することを規定し、さらに国家の責務として環境保護のための資源管理計画の策定（第59条）、生産物価格保護における国家の責任（第60条）、消費者保護（第64条）を規定する。

社会開発において1993年憲法は、第6章「教育、文化および社会」を設け、教育の権利の保障と教育機会の向上（第65条）およびそのための教育制度の拡充（第66条）、教育計画の策定と公立・私立学校の管理（第67条）を教育に関わる国家の義務と位置づけ、初等・中等教育を無償化（第68条）して、市民に9年間の義務教育を受けることを課す（同条第2項）。

公衆衛生に関しては国民の健康を保障し、そのために国家が疾病予防および医療に最大限の考慮を払うこと、経済的困窮度に応じて無償で医療を受けられることを規定し、とくに農村地域における医療機関の充実を謳う（第72条）。さらに1993年憲法は、国家が子どもと女性の福祉に「最大限の考慮を払う」（第73条）ことを定め、「適切な支援を受けられない子どもと女性」に対して、国家が援助を供与することを定める（同）。

また憲法は、カンボジアが永年にわたって内戦状態にあったことをふまえ傷痍軍人および遺族に対する援護の供与（第74条）を規定するとともに、労働者に対する国家による社会保障制度の整備を規定（第75条）する。

以上みてきたように、1993年憲法は市場経済化による経済開発戦略を示すとともに、第6章にみとれるとおり教育の普及や医療の充実など内戦によって破壊された国民生活の再建を社会開発の主要な課題とする。

第4節 カンボジア王国（1993年）憲法下での法・制度整備の動向

これまでアジアの社会主義国では、外資導入法など対外経済法の領域で急

速な発展がみられる反面、民法典、労働法典などの自国民の権利を保護するための法律群は未整備という「法の二元化」という状態が起こりつつあることが指摘されてきた⁽¹²⁾。基本的にはカンボジアにおいても同様の傾向を看取することができるが、従来の社会主義体制と権力構造を維持しながら経済の領域において市場経済を導入することによって自国の経済開発を図ろうとしている中国やベトナムとカンボジアでは、やや異なった傾向もみられる。すなわち、権力の担い手の変更をとめない、新憲法の制定によって全く新しい体制の樹立という事態に直面したカンボジアにおいては、法整備が必要となっている領域は対外経済法の分野だけにとどまらず、以下の四つの領域における法整備が急速に展開されている。

1. 統治機構の整備に関する法の領域

1993年憲法の公布・施行の直後から取り組まれたのは、憲法に適合的な統治機構の整備であった。国民議院内規則の制定（1993年10月）を皮切りに、司法官職高等評議会法をはじめ、1996年1月までに教育青年スポーツ、文化芸術、公共事業運輸、司法、産業鉱業エネルギー、保健、国防、内務、外務国際協力、計画、農村開発、農林漁業、情報、観光、商業、社会労働退役軍人、経済財務、宗教、郵政電気通信、女性、環境の各省および大臣会議官房の設置法が採択された。また1997年から1998年にかけては国民議会議員総選挙を控えて国民議会議員選挙法、政党法などの選挙法制も整備されたほか、設置が遅れていた憲法院も設置法の採択と評議官の任命が選挙日程に間に合うように行われた。また1998年には、国民議会議員総選挙の結果を踏まえて新たに二大政党の連立政権が樹立され、チア・シム前国民議会議長を議長とする上院の設置を定めた第2次憲法改正が行われた⁽¹³⁾。

このように主要な官庁の設置および上院の設置によってカンボジアの統治機構整備は一応の体裁を整えた。そして、1998年の総選挙以後、権力の担い手をめぐる二大政党の対立が人民党優位に決着したのを受けて、カンボジア

国内では本格的な開発に向けての体制整備が進められつつある。それらは第1に、内戦と紛争各派の武装勢力の国軍への編入によって肥大化し、国家財政に大きな負担となっている兵士の動員解除とそれらの社会復帰を中心とする国軍改革、第2に、関税に依存し、歳出超過となっている国家財政の健全化に向けた財政改革、第3に、公務員数の削減と透明性、責任性の確保などいわゆるグッド・ガバナンスの確立をめざす行政改革および第4に、増加する一方の民事・商事紛争を公平、中立かつ迅速に解決する裁判制度の確立をめざす司法改革の4大改革として取り組まれている。しかしながら、これらの改革は政党や有力政治家、軍幹部の間の利害が錯綜しているために必ずしも効率的に実施されているわけではなく、改革の実効性には民間のシンクタンクなどから疑問がなげかけられている⁽¹⁴⁾。また、フン・セン（Hun Sen）首相やソック・アン（Sok An）大臣会議官房担当大臣を長とし関係各省の幹部によって構成される各種の委員会の設置を定めた大臣会議令の公布が相次いでおり、1999年3月から大臣会議によって刊行が開始された官報によれば、2000年12月までに34の委員会が設置されている。

なお、統治機構整備の最新動向として、2001年には人民革命党政権下でコミューン（村）単位に設置された任命制の人民委員会（現行憲法下での呼称は村議会）を廃止し、公選によるコミューン（村）議会の編成とその権限を定めたコミューン選挙法およびコミューン行政法を議会で採択し、2002年2月に全土のコミューンでの選挙を実施する予定である。

2. 弾圧法としての性格をもつ法の領域

1993年憲法における「自由な民主主義」の導入と結社の自由および表現の自由の保障は、それまで潜在的であった国民の政府への不満を一気に顕在化させることとなった。それらは、新憲法のもとで設立された報道機関による政府批判、従来は存在しなかった野党の登場、人権や開発に関わるNGOの設立などカンボジアにおける市民社会形成の萌芽ともいえる事態となって現

れ、政府はそれらへの対応を余儀なくされた。

とりわけ報道機関の社会的影響を重視した政府は、国連による暫定統治期間中からプレス法制の整備に着手し、1992年には報道機関による言論の規制を目的とするプレス法草案を準備する。この1992年草案は、「国家からの自由」であるはずのプレスの自由を「国家によって保障される自由」として把握し、プレスの設立、印刷業、配送業の登録、発行物の輸入、発行も情報省の裁量のもとにおいた。この法案は、報道の内容については事前の検閲はないものの、情報省と検察庁への発行物の提出を義務づけている点で、プレスの組織、人事、財政、伝達される情報の内容という、いわばプレスの存立すべてにわたっての国家による規制を可能にするものであった。また、この法案は、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の介入により公布・施行が阻止されるが、暫定統治終了後、第1回国民議会議員総選挙を控えた1995年にあらためてプレス法草案が起草される。この1995年草案は、連立政権を構成する三つの政党が対立するなかで各政党が情報省を含め大臣、次官の地位を分け合うという状況のもとで情報省案の大臣会議への提出と却下（1994年2月）、大臣会議が採択した草案の議会への提出と撤回（1994年5月）という混乱を経た後、国民議会に提出され、採択される。プレス法の特徴は、さきの1992年草案がプレスの自由を「国家による保障」を前提としていたのに対して、1993年憲法のもとでプレスの自由もまた「国家からの自由」として位置づけた点であろう。それゆえ同法においては1992年草案に規定されたような、いつでも情報省の裁量で取り消し可能な媒体の発行許可制度は存在しない。また情報省の監督の対象となるのもプレスそのもののみであって印刷業、書店、配送業は情報省の監督の対象とはなっていない。監督の内容においても、情報省に没収、30日以内の停刊を定めるが、これらの対象となるのは、「国家の安全」および「政治的安定」を侵害するものに限られている。しかし、プレス法制定後、それへの批判の論点となったのは「国家の安全」と「政治的安定」の定義が不明確であるということであった。これに対してカンボジア政府は大臣会議令を起草し、それらの定義を確定しようとする。

1997年に情報省において起草されたものの、未だ大臣会議に提出されていない大臣会議令草案によれば、国家の安全の侵害とは、「領土保全または国家の永続性を侵害し、国軍または警察の作戦を失敗させる、または国軍兵士、警察官の安全を損なう秘密の暴露であって裁判所が認定したもの」をいう。また、政治的安定の侵害とは、「法律または憲法に反する方法で政府の打倒を呼びかけるもの、市民に国家機関または制度を破壊する目的で武装蜂起を呼びかけ、事実反して君主制を否定し、事実反して通貨の信用を失墜させ、または、ポル・ポト派の権力掌握を唱導するもの」をいう。

ところでカンボジアにおいてプレスによる自由な政府批判を容認することも、カンボジアにおいては1960年代末のごく短い一時期を除いて初めてのことである。しかも、カンボジアのプレスは伝統的に政党や政治勢力との結びつきが深く、プレスの自由を容認することは、自由な政府批判を容認することであり、プレスの規制は政党活動への規制を意味する。このことが1992年草案の起草から1995年のプレス法の制定、1997年大臣会議令草案の起草にいたる過程でみられる混乱およびプレスの自由と「国家の安全」、「政治的安定」をめぐる攻防となって現れている⁽¹⁵⁾。

3. 市場経済化の促進に関わる法の領域

市場経済化の促進に関わる法の領域は、1993年憲法制定後最も急速に整備の進められている法領域である。カンボジア政府は、憲法施行後1年に満たない1994年8月に議会で投資法を通過させ、この投資法に基づいて当時のノロドム・ラナリット第1首相とフン・セン第2首相を共同議長に、ケア・チョン(Keat Chhon) 財政経済相を副議長とするカンボジア開発評議会を設置し、援助調整、外国企業による投資、合併企業の設立認可を一元的に管理してきた。

銀行・金融分野では、国立銀行法の改正(1996年1月)および1989年憲法下で制定された銀行法の改正(1999年)を皮切りに、事実上自由化されてい

た外国為替レートの自由化を追認した外国為替法の制定（2000年2月）のほか、2000年1月には零細農家に対して少額の資金の貸し付け（マイクロ・ファイナンス）を行い、生活水準向上のためのプロジェクトを行わせる金融機関の設立を目的とする農村小規模融資銀行令が施行されている。これらによって現在、カンボジア国立銀行から1994年に分離独立して外国投資の預金、送金や決済業務を専門に行う国立外国貿易銀行に加え、外国企業とカンボジア政府の間の合意に基づいて設立された2行の合併銀行と23行の地元銀行が金融業務を行っているが、総預金残高の75%が外国銀行12行のカンボジア国内支店に集中しているなど、カンボジアの民間銀行に対する信用の低さの克服が課題となっている（MoC [2000: 24]）。

また、念願のASEAN加盟を実現したカンボジアは、石油備蓄協定や食糧備蓄協定など、ASEAN条約の付属協定に関わる関連国内法制の整備を行う一方、国際市場への参入にも積極的に対応し、近隣のアジア諸国をはじめヨーロッパ諸国とも通商協定を次々と締結している。

さらに国内商業分野では、政府は若手経済テクノクラートであるチャン・プラシッド（Cham Prasidh）を商業相にあてて貿易通商の促進を図り、さらに国民議会議員総選挙後にはアメリカで法学教育を受け、法学博士号（J.D.）をもつ40歳代のカンボジア人弁護士ソク・シパナ（Sok Siphana）を商業省のナンバー2である商業省政務長官に抜擢して関連法制の整備を急がせていることは、カンボジアの市場経済化に関わる領域の法をとりまく状況に対するカンボジア政府の姿勢を端的に象徴している。

1996年に商業省が刊行を開始した『カンボジア・ビジネス投資ハンドブック』によれば、現在、商事代理法、会社法、商事契約法、個人財産リース法、商標法を起草中である（MoC [2000: 141-190]）。しかしながら、商事契約法の起草については、司法省をカウンター・パートとして国際協力事業団（JICA）が多数の日本人研究者と実務家を動員して民法、民事訴訟法の起草支援を行っており、カナダ人弁護士をアドバイザーとして契約法典だけでも早期に公布・施行したい商業省の思惑と、契約法を民法典の一部として捉え

る司法省との間の調整が課題となっている⁽¹⁶⁾。このことは民法典の起草のみならず、法整備の全体像が描き出され、それぞれの官庁の役割が明確化され、調整のないままに個別の官庁が所管分野について立法作業を進めるという、カンボジアにおける法整備とそれへの支援が直面している問題の一端を露呈するものである。

4．急速な市場経済化など、社会の変動にともなって引き起こされた社会問題に対応する法の領域

市場経済体制の導入と社会の開放化は、カンボジア国内の商品や人々の移動を促すこととなり、カンボジア社会は従来の閉鎖された農村社会から富と人が急速に流動する社会への変動にさらされることとなった。とりわけ第1に、労働の分野では安価な非熟練労働力を求める外国企業の投資にともなって労働問題の発生する環境が創出され、第2に、外国から輸入される商品には本来の製造者商標権を侵害するものや消費者の健康を害するおそれのあるものも含まれるようになった。

1993年憲法は、すでに起草の段階からこのような事態の発生を予期して、第1に、労働者としての国民の権利を保障すべく、性別を問わず同一労働に対する同一賃金の原則（第36条第2項）、団結権の保障（同条第5項）、ストライキ権の保障（第37条）、女性差別の禁止（第45条）、人身売買および売春の禁止（第46条）、妊娠を理由とする解雇の禁止および有給の出産休暇の権利（同条第2項）、子どもの権利（第48条）などの諸権利を認め、とくに女性と子どもの生活に配慮する現代的規定を多く盛り込み、第2に、消費者としての国民の権利を保障すべく、違法な薬品、模造品、賞味期限の切れた商品の輸入、製造、販売を禁止する規定（第64条）をおく。

さらに、こうした憲法上の規定をうけて、政府は19章396カ条からなる労働法を制定（1997年3月）し、憲法上の権利保障の実質化を図った。また、ILO条約のうち労働組合に関する87、98号条約、男女の同一賃金を保障する

100号条約，強制労働を禁止する105号条約，差別を禁止する111号条約，就労最低年齢に関する138号条約および労働行政に関する150号条約に加入して労働に関する諸権利の国際的枠組みによる保障をも図っている。

また，消費者保護に関しては，商業省において製造物責任法の起草が進められている。

ところで，都市と農村の間の貧富の格差が拡大するにつれ，人身売買と児童売春が深刻な社会問題となっている。カンボジアでは刑法・刑事訴訟法が未整備であるという状況をうけて，1996年に誘拐・人身売買禁止法が制定されたが，2000年4月には誘拐・人身売買の禁止に関する5カ年計画とその実施に関する大臣会議令が公布され，上記の問題に対する対策の強化が打ち出されるとともに，関係省庁に対して法令の整備が指示された。

先にも述べたとおり，市場経済の導入を図るアジア諸国においては「法の二元化」といわれる状況の出現が指摘されてきた。一方，カンボジアにおいては立法作業が資金と人材の不足から順調に進展しているとはいえないものの，市場経済化によって引き起こされる弊害が認識され，それへの対応がとられている。この背景としては，カンボジアが1992年から1993年にかけて国連による暫定統治のもとにおかれ，新政権樹立後も国連の専門機関がカンボジアに常駐して不十分な政府の政策立案・遂行能力を補完する機能を果たしていることおよびカンボジアの国家財政が援助なしではたち行かなくなっており，毎年行われるカンボジア支援国会合などの場において人権，社会開発，環境などへの配慮が援助供与国政府や国際機関から強く求められることが指摘できる。

結語

これまでみてきたように，1950年代にフランスからの独立を果たしたカンボジアは，1970年代の激しい内戦を通じてその開発の成果のみならず有為な

人材や構築の過程にあった社会経済諸制度そのものをも失ってしまう。1979年にベトナムの支援を得て開始された国家再建は同時に「社会主義カンボジア」の建設という性格を帯び、国内的には波尔・ポト政権による破壊と国際的にはベトナムの傀儡政権とみなされたゆえの西側世界からの孤立のもとでの復興・開発という困難に直面した。

この環境は東欧諸国における社会主義政権の崩壊とカンボジア和平交渉の進展という情勢の変化から、カンボジア指導部に市場経済化と社会の開放化を決断させるにいたり、従来の権力構造はそのままに、経済面での大幅な政策転換が図られる。市場経済の導入を承認した1989年憲法がかつて社会主義を標榜した1981年憲法の改正憲法という位置づけを与えられているのはそのためである。

1993年にはカンボジア紛争の解決と国連による暫定統治を経て1993年憲法が制定されるが、同憲法においては1981年憲法、1989年憲法が開発目標として提起した波尔・ポト時代の破壊からの復興というスローガンは後退する反面、人権概念の承認をふまえてそれらの実現が開発戦略を規定することとなる。そのもとで整備が進められている法制度は既述のとおり、新たな統治機構の編成のための法、市場経済化への対応とその過程での「政治的安定」と「国家の安全」の確保をねらう、弾圧法としての性格を有する法領域およびこうした急速な社会の変動によって引き起こされる問題に対応する法領域において整備が進められているといえる。

こうした法整備の過程にみられる特徴は、とりわけ市場経済化の促進とそれゆえ発生する事態への対応において国際的な圧力が存在する点である。民法典と契約法典の起草方針をめぐるカンボジアの省庁間の意見の相違にはそれぞれの官庁が援助機関との合意に基づいて法案起草作業を進めているという背景があり、労働法分野の整備の著しい進捗の背景にもILO（国際労働機関）の強力な支援を垣間見ることができる。

その一方で、法整備に関わる実務面における外国諸機関との調整や大陸法系の立法と英米法系の立法が混在するなどの理論面での問題に対処する、い

わば法整備のグランド・デザインといったものは描き出されてはいない。

ところで、こうした個別の立法作業の進捗とその全体における混乱をめぐるっては援助機関の側に危機感が存在し、アジア開発銀行（ADB）は2000年9月に法整備に関するマスター・アクション・プラン第1次草案を作成して他の援助機関に提示したが、このプランがADBを中心として個別の援助機関の事業計画をも拘束する内容であったため諸機関の合意を図ることができず、計画の実現はとん挫してしまった。現在、カンボジアにおいて法整備支援に関わる国連機関、国際金融機関、二国間援助機関は相互のプロジェクトの調整を図っているが、今後の課題は、カンボジア政府自身が1993年憲法の枠内でどのような法制度を構築するかという全体像を提示することであるといえよう。

〔注〕

- (1) いわゆるポル・ポト時代の「法ニヒリズム」につき、鮎京 [1994] を参照のこと。
- (2) カンボジア諸憲法の翻訳につき、四本 [1999: 193以下] を参照のこと。
- (3) また、こうした方針転換を受けてカンボジア人民革命党が臨時党大会を開催してその名称と政治綱領に大幅な改正を加えるのは、1991年のことである。
- (4) ヘン・サムリン政権下での学校教育制度の再建につき、Ayres [2000: 126-143] を参照のこと。
- (5) クロムサマキを基礎とする当時の農業開発と土地制度に関して、天川 [1997] を参照のこと。
- (6) 1980年代のカンボジアの貿易実績については『アジア動向年報』1989年版、281ページを参照のこと。
- (7) 人民党政治綱領の日本語訳として『世界政治』1992年1月上旬号、44～47ページを参照のこと。
- (8) 『東南アジア月報』1991年10月号、42ページを参照のこと。
- (9) 2001年4月10日、東京における山田洋一氏（弁護士、元・JICA専門家）への筆者のインタビュー。
- (10) 外国投資法および大臣会議令の英語訳として *Law and Sub-Decree on Foreign Investment in Cambodia*, Committee of Investment National, Phnom Penh, 1989. 外国投資法の日本語訳として日本カンブチア貿易会『カンブチアに対する外

国からの投資法（仮訳）」（1991年）。

- (11) DECLARATION ON THE REHABILITATION AND RECONSTRUCTION OF CAMBODIA, U.N.Doc.A/46/608(1991), pp.55-57を参照のこと。
- (12) たとえば、稲子 [1989: 14以下], 鮎京 [1993: 155以下] を参照のこと。
- (13) 第2次憲法改正の経緯, 上院の機能および改正憲法の翻訳に関し, 四本 [2000] を参照のこと。
- (14) 2001年2月2日, プノンペンにおけるカンボジアの民間シンクタンク Khmer Institute of Democracy (クメール民主主義研究所) 所長ラオ・モン・ハイ (Lao Monh Hay) 氏への筆者のインタビュー。
- (15) 1992年草案, 1995年プレス法の英語訳につき, Mehta [1997] を参照のこと。またカンボジアにおける報道の自由に関し, 四本 [2001] を参照のこと。
- (16) 2001年2月4日, プノンペンにおける筆者のソク・シパナ (Sok Siphana) 商業省政務長官へのインタビュー。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 鮎京正訓 [1994] 「現代カンボジアの法と人権について」(『法政論叢』第157号, 名古屋大学法学部, 10月)。
[1993] 『ベトナム憲法史』日本評論社。
- 天川直子 [1997] 「1980年代のカンボジアにおける家族農業の創設 クロムサマキの役割」(『アジア経済』第38巻第11号, 11月)。
- 稲子恒夫 [1989] 「アジアの社会主義と法」(『社会主義法研究年報』第9巻, 法律文化社)。
- 富山泰 [1989] 「インドシナ三国が憲法整備へ」(『世界週報』5月16日)。
- 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』勁草書房。
[2000] 「カンボジア第2次憲法改正をめぐる」(天川直子編『カンボジアの社会経済制度』アジア経済研究所)。
[2001] 「カンボジアにおける表現の自由の保障と国連の関与 1995年プレス法の分析を中心として」(『比較法研究』第62号, 比較法学会)。

< 外国語文献 >

- Ayres, David A. [2000] *Anatomy of a Crisis*, Honolulu: University of Hawaii Press.
- Chandler, David P. [1992] *A History of Cambodia*, Boulder: Westview Press.
- Mehta, Harish C. [1997] *Cambodia Silenced the Press under Six Regimes*, Bangkok: White Lotus.

< 付表 >

カンボジア法令年表

1947年	
5月7日	カンボジア王国憲法採択
1956年	
1月14日	カンボジア王国憲法（1次）改正
1957年	
3月8日	カンボジア王国憲法（2次）改正
1958年	
1月7日	カンボジア王国憲法（3次）改正
4月9日	カンボジア王国憲法（4次）改正
1959年	
2月13日	カンボジア王国憲法（5次）改正
7月28日	カンボジア王国憲法（6次）改正
8月21日	カンボジア王国憲法（7次）改正
1960年	
4月4日	カンボジア王国憲法（8次）改正
6月14日	カンボジア王国憲法（9次）改正
1964年	
1月13日	カンボジア王国憲法（10次）改正
1972年	
4月30日	クメール共和国憲法採択（国民投票）
1975年	
12月14日	民主カンブチア憲法採択（国民大会）
1976年	
1月5日	民主カンブチア憲法公布
1980年	
5月15日	裁判所の組織および権限に関する人民革命評議会令公布 犯罪とその処罰に関する人民革命評議会令公布
6月10日	司法省の設置に関する人民革命評議会令公布

- 1981年
6月27日 カンブチア人民共和国憲法採択
- 1982年
2月10日 国会および国家評議会の設置に関する法律採択
大臣会議の組織および権限に関する法律採択
人民裁判所および人民検察庁の設置に関する法律採択
- 1984年
6月25日 農業省の組織および権限に関する大臣会議令公布
会計検査委員会の組織および権限に関する大臣会議令公布
9月8日 民事手続についての指導に関する布告公布（司法省）
逮捕、勾留、拘禁および釈放ならびに住居、財産および身体の捜索に関する法律採択
- 1986年
3月25日 刑法採択
- 1987年
3月5日 郵便および電気通信に関する大臣会議令公布
3月9日 漁業の管理に関する法律採択
- 1988年
6月25日 林業の管理に関する法律採択
10月28日 契約およびその他の義務に関する国家評議会令公布
- 1989年
4月22日 土地所有権に関する大臣会議令公布*
4月30日 カンボジア国憲法採択
6月3日 土地所有権に関する大臣会議令公布**
6月20日 輸出および輸入に関する法律採択
7月17日 婚姻および家族に関する法律採択
7月18日 民主カンブチア連合政府憲法基本一般原則調印（パリ）
7月20日 外国投資に関する法律採択
外国投資に関する法律の施行に関する大臣会議令公布
- 1991年
5月1日 河川の航行に関する法律採択
8月17日 外国為替、貴金属および宝石の管理に関する法律採択
9月3日 切手税の徴収に関する大臣会議令公布
9月28日 石油に関する規則公布（カンボジア国大臣会議）
10月23日 カンボジア紛争の包括的政治的解決に関する協定（パリ和平協定）および
附属文書調印

* 1981年憲法に基づき「カンブチア人民共和国大臣会議」が発したものの。

** 4月30日に公布・施行されたカンボジア国憲法に基づいて「カンボジア国大臣会議」が発したものの。

1991年

- 11月8日 外国為替，貴金属および宝石の管理に関する法律の施行に関する大臣会議令公布（カンボジア国大臣会議）
- 12月27日 示威行為に関する法律採択

1992年

- 1月30日 保険業の開業に関する法律採択（カンボジア国議会）
強制拘禁に関する法律採択（カンボジア国議会）
- 1月31日 カンボジア国立人民銀行の名称変更，組織改編および権限に関する法律採択（カンボジア国議会）
- 6月22日 カンボジア国立銀行の組織および権限に関する大臣会議令公布（カンボジア国大臣会議）
- 8月10日 金融機関の監督に関する法律採択（カンボジア国議会）
- 8月12日 カンボジア制憲議会の自由かつ公正な選挙のための1992年国連選挙法公布（国連カンボジア暫定統治機構）
- 9月10日 暫定統治期間中のカンボジアに適用する刑事および刑事手続に関する規定公布（国連カンボジア暫定統治機構）
- 10月13日 労働に関する法律採択（カンボジア国議会）
土地に関する法律採択（カンボジア国議会）

1993年

- 1月28日 刑事訴訟法採択（カンボジア国議会）
訴訟手数料の決定に関する法律採択（カンボジア国議会）
- 1月29日 カンボジア国裁判所の組織および権限に関する法律採択（カンボジア国議会）
- 2月8日 カンボジア国裁判所の組織および権限に関する法律の公布に関する国家評議会令公布
裁判費用の決定に関する法律の公布に関する国家評議会令公布
- 8月1日 王立行政学院の監督に関する大臣会議令公布（暫定政府）
- 8月6日 会社の設立および解散の申請に関する宣言公布（暫定政府社会福祉・労働省）
- 8月12日 給与支払い台帳に関する宣言（暫定政府社会福祉・労働省）
- 8月19日 農業省ゴム農園総局の設置に関する大臣会議令公布
- 8月24日 共同首相の指名に関する勅令公布
- 9月8日 国旗への敬礼に関する布告（暫定政府）
- 9月14日 会社の従業員代表に関する宣言（暫定政府社会福祉・労働省）
- 9月21日 カンボジア王国憲法公布
- 10月13日 国土計画ならびにプノンペン周辺地域および街区，州の都市化に関する国家委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 10月28日 カンボジア王国国民議院内規則採択
- 10月29日 国家メコン委員会の任命に関する大臣会議令公布

1993年

- 11月1日 王国政府構成員の任命に関する勅令公布
 王国政府政務次官の指名に関する勅令公布
 プノンベン特別市市長および副市長の指名に関する勅令公布
 自然地域の保護に関する勅令公布
- 11月6日 歴史的記録および文書の収集に関する布告（暫定政府）
- 11月9日 チア・シム氏に対する「サムデク」の称号授与に関する勅令公布
- 11月19日 カンボジア民間航空局の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 12月13日 労働手帳および就労身分証明書手数料に関する合同宣言（社会福祉労働省，
 退役軍人省）
- 12月20日 内務省の組織および権限に関する大臣会議令公布
 自動車ナンバープレートの変更に関する宣言（公共事業運輸省）
 新自動車ナンバープレートの交付に関する宣言（公共事業運輸省）
- 12月23日 自動車登録証の交付に関する宣言（経済財務省）
- 12月28日 財政管理および予算制度に関する法律採択
 1994年度財政に関する法律採択
- 12月30日 金融機関による預金および貸付に対する中央銀行への預託金の留保に関する
 宣言（カンボジア国立銀行）

1994年

- 1月9日 1993年11月5日に承認されたカンボジア王国政府と世界銀行の間の1994年
 開発信用供与合意の批准に関する勅令公布
- 1月12日 国有財産の管理に関する宣言（大臣会議，経済財務省）
 特別市および州有財産の管理に関する宣言（大臣会議，経済財務省）
 国有財産管理制度の改正に関する宣言（経済財務省）
 国有財産の監査権限に関する宣言（経済財務省）
- 1月14日 国有財産（土地および建物）の登記に関する布告（経済財務省）
- 1月27日 復興および開発担当大臣の権限および責任に関する大臣会議令公布
- 2月15日 州および特別市行政当局の任務，組織および権限に関する宣言（内務省）
 州知事および副知事，特別市市長および副市長ならびにその下部機関の権
 限に関する宣言（内務省）
 州および特別市行政当局の組織および権限に関する宣言付則（内務省）
- 3月10日 法律家評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 3月23日 献血の品質管理に関する宣言（保健省）
- 3月25日 労働紛争の解決手続に関する宣言（社会福祉労働省，退役軍人省）
 有給公休日にに関する宣言（社会福祉労働省，退役軍人省）
- 4月4日 商業会計の証明に関する布告（経済財務省）
- 5月24日 国土計画，都市化および建築に関する法律採択
- 5月28日 アンコール・ワットおよびシエムリアップの文化保護地区指定および管理
 のガイドラインに関する勅令公布

1994年

- 6月3日 自然地域の保護に関する宣言（環境省）
- 6月18日 既存の木材輸出手続の廃止に関する決定（大臣会議）
- 6月28日 王宮総務部の任務、組織および権限に関する宣言（王宮官房）
- 6月30日 国家建設褒賞および国家建設顕彰の創設に関する大臣会議令公布
- 7月7日 「民主カンブチア」の非合法化に関する法律採択
- 7月9日 クムまたはサンカットの行政組織に関する大臣会議令公布
- 7月14日 カンボジア王国憲法（第1次）改正
1994年7月14日に採択されたカンボジア王国憲法第28条の改正に関する勅令
- 7月15日 「民主カンブチア」の非合法化に関する法律の施行に関する勅令公布
監察担当大臣の権限および責任に関する大臣会議令公布
- 7月19日 大臣会議の権限および組織に関する法律採択
- 8月4日 投資に関する法律採択
- 8月19日 省および行政機関の長の権限および責任に関する布告（大臣会議）
- 8月26日 移民に関する法律採択
- 9月6日 ゴム農園の民営化推進に関する国家常設委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 9月10日 プノンペン市、州および特別市における社会秩序の維持に関する大臣会議令公布
- 9月19日 輸入手続の準備に関する省庁間委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 9月24日 プノンペン市長の土地所有および土地所有権の移転ならびに建築物の建築に対する承認に関する大臣会議令公布
- 10月13日 農業省に対するゴム製品の販売および輸出に関する権限の付与に関する大臣会議令公布
- 10月14日 監査法人の営業開始の承認に関する宣言（経済財務省）
市場経済の採用に関する布告（商業省）
- 10月21日 カンボジア王国国家公務員（文民）一般法およびその施行に関する大臣会議令公布
- 10月22日 ゴム農園の私有化促進調整国家委員会の組織改編に関する大臣会議令公布
- 10月24日 王国政府構成員の指名に関する勅令公布
- 10月25日 カンボジア王国の旅券発給に関する大臣会議令公布
- 10月28日 公文書における国語使用に関する布告（大臣会議）
- 10月31日 王国政府構成員の指名に関する勅令公布
- 11月7日 農業および農村開発復興評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 11月21日 標準的一般特惠制度合意文書の署名権限に関する宣言（商業省）
- 11月25日 フン・セン第2首相の顧問の指名に関する勅令公布
ポチェントン空港の整備の管理に関する技術小委員会の設置に関する宣言（公共事業運輸省）

1994年

- 12月15日 カンボジア王国国内における自動車税納税済証の調査に関する宣言（経済財務省）
- 12月20日 公営企業の民営化に関する宣言（大臣会議）
- 12月22日 司法官職高等評議会の組織および権限に関する法律採択
- 12月28日 旅券の発給手続に関する宣言（内務省）
- 12月30日 基本期間、保存期間および報告期限に関する布告（カンボジア国立銀行）
- 12月31日 1995年財政に関する法律採択
商業銀行による不良債権に関する規定の分類に関する宣言（カンボジア国立銀行）
商業銀行による不良債権に関する規定に関する政策および不良債権の分類に関する布告（カンボジア国立銀行）

1995年

- 1月9日 国境問題審議作業部会の設置に関する決定（外務国際協力省）
- 1月13日 カンボジア王国公務員数調査特別作業部会の設置に関する決定（大臣会議）
- 1月16日 ポチェントン空港における警察の権限および責任に関する決定（大臣会議）
銀行および金融機関による外国為替状況の監督に関する宣言（カンボジア国立銀行）
- 1月27日 国防省民政局および軍務局の設置に関する大臣会議令公布
- 2月2日 タイ国軍との連絡委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 2月8日 カンボジア・タイ合同協力委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 2月11日 旧ボル・ポト派兵士の武装解除および社会への統合に関する大臣会議令公布
- 2月19日 国家文化最高評議会の設置に関する勅令公布
アンコール・ワットおよびシエムリアップ地区保護管理局の設置に関する勅令公布
国民の祝日の追加に関する宣言（大臣会議）
- 3月30日 商業銀行の報告書提出遅延に関する規則（カンボジア国立銀行）
- 4月19日 公営企業の民営化に関する大臣会議令公布
- 4月21日 王立行政学院の設置に関する勅令公布
- 5月2日 州知事および特別市市長と州および特別市裁判所長・検事正との関係に関する共同布告（内務省、司法省）
- 5月3日 商行為および商業登記に関する法律採択
- 5月5日 王立行政学院の規程に関する大臣会議令公布
- 5月16日 商工会議所に関する法律採択
- 5月22日 子どもをもつ女性服役者との面会に関する布告（社会福祉労働退役軍人省）
- 5月25日 公務員規程の施行に関する布告（大臣会議）
- 5月29日 大臣会議法律家評議会の設置に関する大臣会議令公布
国営企業の民営化に関する委員会の任命に関する宣言（経済財務省）

1995年

- 6月6日 所得税に関する省令（経済財務省）
- 6月15日 弁護士に関する法律採択
憲兵隊の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 6月26日 カンボジア開発評議会の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 7月18日 プレスに関する法律採択
- 7月20日 カンボジア人労働者の海外での就労に関する大臣会議令公布
- 7月31日 ブノンペン商工会議所の設置に関する大臣会議令公布
- 9月1日 1995年財政に関する法律の改正に関する法律採択
- 9月20日 麻薬対策局の設置に関する大臣会議令公布
- 9月30日 気象水利局の総局への昇格に関する大臣会議令公布
- 10月7日 地理部の農林水産省から大臣会議への移管に関する大臣会議令公布
ケップの郡から特別市への昇格に関する大臣会議令公布
- 10月11日 切手税の徴収に関する大臣会議令の改正に関する大臣会議令公布
- 11月5日 シハヌーク・ビルの産業振興地区の指定に関する大臣会議令公布
- 11月10日 外国人の就労管理に関する宣言（内務省）
外国人の入国に関する文書管理に関する宣言（内務省）
外国人の入国管理に関する宣言（内務省）
- 11月12日 行政監察官の職務に関する宣言（大臣会議）
- 11月13日 アンコール・ワット地区のホテル営業地区の指定に関する大臣会議令公布
- 11月19日 免許証発行手数料に関する共同宣言（経済財務省、公共事業運輸省）
- 11月20日 子どもの権利に関するカンボジア国家評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 11月24日 建設業の登録に関する宣言（経済財務省）
- 11月26日 警察官服務規程に関する決定（内務省）
- 12月2日 国家ESCAP委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 12月4日 国民議院内規則第29、31および47条の改正に関する法律採択
- 12月20日 証券課の設置に関する宣言（経済財務省）
- 12月23日 米輸出に関する作業部会の設置に関する決定（大臣会議）
王国政府に対する誹謗・中傷対策作業部会設置に関する決定（大臣会議）
- 12月25日 経済財務省証券発行に関する省庁間委員会の設置に関する布告（大臣会議）

1996年

- 1月15日 国土利用計画に関する布告（大臣会議）
- 1月16日 誘拐および人身売買の禁止に関する法律採択
- 1月24日 教育青年スポーツ省の設置に関する法律採択
文化芸術省の設置に関する法律採択
公共事業運輸省の設置に関する法律採択
司法省の設置に関する法律採択
産業鉱業エネルギー省の設置に関する法律採択

1996年

- 1月24日 保健省の設置に関する法律採択
 国防省の設置に関する法律採択
 内務省の設置に関する法律採択
 大臣会議の設置に関する法律採択
 外務国際協力省の設置に関する法律採択
 計画省の設置に関する法律採択
 農村開発省の設置に関する法律採択
 農業林業漁業省の設置に関する法律採択
 情報省の設置に関する法律採択
 観光省の設置に関する法律採択
 商業省の設置に関する法律採択
 社会福祉労働退役軍人省の設置に関する法律採択
 経済財務省の設置に関する法律採択
 宗教省の設置に関する法律採択
 郵政電気通信省の設置に関する法律採択
 環境省の設置に関する法律採択
 女性問題省の設置に関する法律採択
 国家民間航空庁の設置に関する法律採択
 国家公務員庁の設置に関する法律採択
 国民議会関係庁の設置に関する法律採択
- 1月25日 文化遺産の保護に関する法律採択
- 1月26日 国立銀行に関する法律採択
 賭博の禁止に関する法律採択
- 5月9日 医薬品の管理に関する法律採択
- 7月11日 武器弾薬の所有許可に関する共同宣言（内務省，国防省）
- 8月13日 公務員の武器弾薬の使用および管理に関する布告（内務省）
- 8月20日 国籍に関する法律採択
- 10月25日 銀行の営業許可に関する宣言（カンボジア国立銀行）

1997年

- 1月8日 税法採択
- 1月10日 労働に関する法律採択
- 1月28日 公務員の処分手続に関する大臣会議令公布
- 9月15日 国軍規程採択
- 11月18日 政党に関する法律採択
 1997年12月26日の国民議会議員の選挙に関する法律採択
- 12月1日 国家公務員制度の組織および原則に関する勅令公布
 農村開発省の組織および権限に関する大臣会議令公布

1998年

- 4月8日 国民議会議員の選挙に関する法律（第1次）改正
憲法院の組織および権限に関する法律採択

1999年

- 1月6日 森林の乱伐禁止に関する命令（大臣会議）
1月11日 農業農村開発委員会の設置に関する決定（大臣会議）
灌漑の実施に関する布告（大臣会議）
1月20日 カンボジア地雷活動センター（CMAC）理事の任命に関する勅令公布
カンボジア国有鉄道研修所の設置に関する決定（大臣会議）
1月22日 州知事，副知事，特別市市長の職務に関する勅令公布
自動車登録に関する大臣会議令公布
1月24日 国軍司令部の組織および権限の変更に関する勅令公布
1月25日 森林の乱伐に関する措置についての布告（大臣会議）
2月4日 国家メコン委員会の組織および権限に関する大臣会議令公布
2月16日 国防省の組織改正に関する大臣会議令公布
2月18日 農業資材会社の設立に関する大臣会議令公布
国内治安の強化に関する布告（大臣会議）
2月22日 知的財産権管理委員会の設置に関する決定（大臣会議）
3月8日 憲法改正に関する勅令公布
3月9日 タイ・カンボジア国境合同委員会の設置に関する決定（大臣会議）
ラオス・カンボジア国境合同委員会の設置に関する決定（大臣会議）
ベトナム・カンボジア国境合同委員会の設置に関する決定（大臣会議）
州・特別市会計制度の創設に関する省令（経済財務省）
3月15日 公務員の採用に関する指令（大臣会議）
3月16日 カンボジア・インドネシア共和国投資促進保護協定調印
3月17日 在ミャンマー大使館の開設に関する大臣会議令公布
在ブルネイ大使館の開設に関する大臣会議令公布
公務員の退職に関する布告（大臣会議）
3月19日 国家改革最高評議会の設置に関する勅令公布
4月2日 私的な銃器所持の禁止に関する決定（大臣会議）
4月6日 水質汚濁の規制に関する大臣会議令公布
4月7日 商工会議所会員の承認に関する大臣会議令公布
4月9日 文官，軍人および警察官の給与の増額に関する大臣会議令公布
4月12日 行財政政策および州・特別市税事務所の権限に関する大臣会議令公布
4月13日 在上海総領事館の開設に関する大臣会議令公布
在香港総領事館の開設に関する大臣会議令公布
4月26日 産業鉱業エネルギー省の組織および権限に関する大臣会議令公布
4月27日 廃棄物管理に関する大臣会議令公布

1999年

- 4月28日 1998年5月20日付労働評議会の構成および権限に関する大臣会議令の改正に関する大臣会議令
- 4月30日 あらゆる種類の武器の輸入、製造、販売、交換、配布および使用の規制に関する大臣会議令公布
- 5月7日 徴税管理課の設置に関する省令（経済財務省）
- 5月12日 国軍の動員解除評議会の設置に関する大臣会議令公布
国軍の動員解除評議会事務局の設置に関する大臣会議令公布
国軍の動員解除評議会委員の任命に関する大臣会議令公布
- 5月17日 カンボジアとヨーロッパ連合（EU）の協力に関する協定の批准に関する勅令公布
カンボジア国軍評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 5月19日 国軍評議会の組織および権限に関する大臣会議令公布
国境検疫所の職務に関する省令（保健省）
- 5月21日 繊維製品の生産地証明および輸出免許の発給に関する省令（商業省）
- 5月22日 地雷撤去活動の推進に関する布告（大臣会議）
- 5月25日 カンボジア開発評議会の組織および権限に関する大臣会議令の改正に関する大臣会議令公布
- 5月26日 事務局の組織に関する決定（上院）
食糧需給および栄養に関する布告（大臣会議）
- 5月27日 土地管理都市化建設省の設置に関する法律についての決定（憲法院）
水資源気象省の設置に関する法律についての決定（憲法院）
女性問題退役軍人省の設置に関する法律についての決定（憲法院）
議会関係監察省の設置に関する法律についての決定（憲法院）
- 5月28日 対人地雷の使用禁止に関する勅令公布
- 6月10日 行政改革評議会の設置に関する大臣会議令公布
行政改革評議会事務局の組織および権限に関する大臣会議令公布
行政改革評議会委員の任命に関する大臣会議令公布
- 6月11日 1997年12月29日付投資法の施行に関する大臣会議令の改正に関する大臣会議令公布
財政改革の効果的管理のための措置に関する布告（大臣会議）
- 6月14日 国家災害委員会の組織および権限の変更に関する大臣会議令公布
- 6月17日 議会関係監察省の設置に関する勅令公布
- 6月19日 文官、裁判所書記官、警察官および軍人の休職に関する大臣会議令公布
- 6月21日 1995年2月21日付カンボジア地雷活動センターの設置に関する勅令の改正に関する勅令公布
傷痍軍人の恩給増額に関する大臣会議令公布
- 6月22日 社会労働職業訓練青年復興省の設置に関する勅令公布
- 6月23日 水資源気象省の設置に関する勅令公布

1999年

- 6月23日 土地管理都市化建設省の設置に関する勅令公布
地雷の使用、製造、貯蔵および移転の禁止に関する勅令公布
- 6月28日 カンボジア児童評議会の設置に関する大臣会議令公布
公務員の採用手続に関する布告（大臣会議）
- 6月30日 水資源気象省の設置に関する大臣会議令公布
国軍評議会の構成に関する指令（国防省）
- 7月19日 カンボジア・中国投資促進協定の批准に関する勅令公布
カンボジア・スイス連邦投資促進協定の批准に関する勅令公布
カンボジア・大韓民国投資促進協定の批准に関する勅令公布
カンボジア・シンガポール投資促進協定の批准に関する勅令公布
- 7月20日 土地管理都市化建設省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 7月30日 社会福祉分野の援助配分監視委員会の設置に関する大臣会議令公布
新1000リエル札の発行に関する大臣会議令公布
- 8月3日 議会関係監察省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 8月4日 環境影響評価に関する大臣会議令公布
- 8月5日 情報省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 8月10日 クメール・ルージュ犯罪に関するタイとの法律専門家作業委員会の設置に
関する大臣会議令公布
- 8月12日 勾留期間に関する法律採択
- 8月16日 カンボジア農業開発研究所の設置に関する大臣会議令公布
- 8月20日 外国人の入国審査手続に関する大臣会議令公布
外務・国際協力省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 8月23日 SEILAプログラム委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 8月30日 投資の規制に関する大臣会議令公布
- 9月2日 設計事務所および建築会社に関する規則（土地管理都市化建設省）
- 9月18日 女性問題退役軍人省の設置に関する勅令公布
公務員法第51条の改正に関する勅令公布
- 10月4日 社会労働職業訓練青年復興省の組織および権限に関する大臣会議令公布
規律委員会の設置に関する省令（国防省）
- 10月7日 女性問題退役軍人省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 10月27日 反汚職委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 11月11日 映画およびビデオの規制に関する決定（文化芸術省）
- 12月1日 使用されていない土地への課税に関する布告（経済財務省）
- 12月9日 在アランヤプラート領事館の開設に関する大臣会議令公布
- 12月24日 付加価値税に関する大臣会議令公布
- 12月26日 2000会計年度予算法に関する勅令公布
- 12月27日 王立農業大学の設置に関する大臣会議令公布
カンボジア王立アカデミーの設置に関する勅令公布

2000年

- 1月4日 経済財務省の組織および権限に関する大臣会議令公布
公営企業の取締役会の設置に関する布告（大臣会議）
- 1月10日 第4回CG会合の準備に関する布告（大臣会議）
銀行免許に関する布告（カンボジア国立銀行）
- 1月11日 農村信用銀行の免許に関する布告（カンボジア国立銀行）
- 1月13日 会計検査に関する法律採択
- 1月21日 カンボジア・ヨーロッパ連合同委員会設置に関する布告（大臣会議）
- 2月1日 医師会の設置に関する勅令公布
- 2月7日 森林管理委員会に関する大臣会議令公布
- 2月22日 内務省高級行政官に関する特別規程に関する勅令公布
- 3月9日 上級公務員の法律研修コースの設置に関する布告（大臣会議）
- 3月10日 海事事務所設置に関する布告（郵政電気通信省）
- 3月19日 ASEAN閣僚会議およびASEAN農林業高級事務レベル会議委員会の設置に
関する決定（大臣会議）
- 3月22日 バットンバン州内の郡の名称変更に関する大臣会議令公布
地籍図および土地登記の手續に関する大臣会議令公布
国軍動員解除評議会の組織に関する大臣会議令公布
州退役軍人委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 3月27日 小規模産業・手工芸局の設置に関する布告（産業鉱業エネルギー省）
- 4月3日 カンボジア領海における違法漁業の防止のための省庁間合同委員会の設置
に関する決定（大臣会議）
- 4月6日 児童売買対策5カ年計画の実施に関する布告（大臣会議）
- 4月7日 農林漁業省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 4月19日 カンボジア・インド合同委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 4月21日 カンボジア・ヨーロッパ連合同委員会設置に関する決定（大臣会議）
- 4月22日 内務省職員規程に関する勅令公布
司法改革評議会の設置に関する勅令公布
- 4月23日 政府観光局の設置に関する大臣会議令公布
- 4月24日 ASEAN協力機能別6国家委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 4月26日 シハヌーク・ビル港の開発に関する大臣会議令公布
- 4月27日 公務員管理の手續の大綱に関する大臣会議令公布
- 4月30日 国家反AIDS委員会の設置に関する大臣会議令公布
- 5月3日 観光省ASEANおよび国際協力局ならびに法律家委員会の設置に関する大
臣会議令公布
- 5月4日 チュンハイ教会の閉鎖に関する決定（宗教省）
- 5月28日 州間の麻薬取引監視委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 6月12日 アンコール・ワット地区の土地使用および建築に関する大臣会議令公布
- 6月14日 公共投資計画に関する大臣会議令公布

2000年

- 6月21日 製造物の品質および安全性に関する法律の公布に関する勅令公布
- 7月10日 大気汚染および騒音規制に関する大臣会議令公布
- 7月17日 経済経営研究所の設置に関する大臣会議令公布
カンボジア王立アカデミーの組織および権限に関する大臣会議令公布
- 7月25日 保険に関する法律の公布に関する勅令公布
ASEAN協定および議定書の加入に関する勅令公布
経営法学部の設置に関する大臣会議令公布
- 7月30日 カンボジア・インドネシア共和国投資促進保護協定の批准に関する法律の
公布に関する勅令公布
カンボジア・ドイツ連邦共和国投資促進保護協定の批准に関する法律の
公布に関する勅令公布
- 8月9日 ブノンペン特別市およびカンダル州における電力料金の改定に関する合同
省令（経済財務省，産業鉱業エネルギー省）
- 9月4日 映画およびビデオの規制に関する大臣会議令公布
- 9月14日 国防省の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 9月15日 2000年6月12日付アンコール・ワット地区の土地使用および建築に関する
大臣会議令の廃止に関する大臣会議令公布
- 9月18日 インターネットカフェの免許に関する省令（郵政電気通信省）
給水・衛生開発調整省庁間委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 9月24日 地雷撤去活動および地雷被害者救済局の設置に関する勅令公布
- 10月4日 核実験禁止条約の加入に関する法律の施行に関する勅令公布
- 10月11日 補正予算の執行に関する大臣会議令公布
- 11月3日 私的医療行為・準医療行為の管理に関する法律の施行に関する勅令公布
- 11月18日 行政改革評議会事務局の組織および権限に関する大臣会議令公布
- 11月21日 紛争処理作業部会の設置に関する布告（経済財務省）
- 11月24日 会計監査に関する法律の改正の施行に関する勅令公布
- 11月29日 カンボジア国立銀行の資本金に関する大臣会議令公布
- 11月30日 在外公館の予算および会計管理に関する大臣会議令公布
- 12月1日 土地管理政策評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 12月4日 社会開発評議会の設置に関する大臣会議令公布
- 12月6日 農業農村開発評議会（CARD）の改編に関する大臣会議令公布
- 12月13日 土地管理政策評議会の組織及び権限に関する大臣会議令公布
- 12月29日 戸籍に関する大臣会議令公布

2001年

- 2月2日 電力に関する法律の公布に関する勅令公布
違法な映画・ビデオ・図画の上映・貸し出しの防止に関する省庁間委員会
の設置に関する大臣会議令公布

2001年

- 2月7日 1999年12月24日付付加価値税に関する大臣会議令第31条の改正に関する大臣会議令公布
- 2月9日 国防研修所の設置に関する大臣会議令公布
- 2月14日 国家女性評議会の設置に関する勅令公布
- 2月20日 在大韓民国大使館の開設に関する大臣会議令公布
- 3月14日 外国人と孤児の養育縁組に関する大臣会議令公布
- 3月19日 コミューンおよびサンカットの行政に関する法律の公布に関する勅令公布
コミュニティおよびサンカットの選挙に関する法律公布
- 4月3日 国家生物多様性管理委員会の設置に関する決定（大臣会議）
- 4月4日 新5000リエル，10000リエル，50000リエル紙幣の発行に関する大臣会議令公布
- 4月10日 トンレサップ保全センターの設置に関する勅令公布
- 4月26日 幹部外交官規程に関する勅令公布
- 4月30日 コミューンおよびサンカット議会の定数に関する大臣会議令公布
- 5月8日 支援国調整作業部会の設置に関する決定（大臣会議）
- 5月15日 カンボジア工業規格に関する大臣会議令公布
仏教僧侶および学僧への旅券発給および航空券支給に関する決定（大臣会議）
- 5月18日 コミューンおよびサンカット支援省庁間委員会の設置に関する勅令公布
- 5月22日 幹部警察官規程に関する勅令公布
- 5月24日 司法官職高等評議会事務総局の設置に関する大臣会議令公布
- 6月21日 1997年12月1日付農村開発省の組織および権限に関する大臣会議令の改正に関する大臣会議令公布
- 6月28日 SEILAプログラム委員会の組織および権限に関する大臣会議令公布

（出所）筆者作成。

議会，法曹関係者からの聞き取り，現地の新聞報道のほか，参考文献として以下の資料を参照した。

カンボジア大臣会議司法改革部編『法令月報』（1999年1月号～2001年6月号）（クメール語・英語・フランス語）

カンボジア法資料開発センター編『カンボジア法令集』（英語・フランス語）第1巻（1995年），第2巻（1997年），第3巻（2000年）